

# 社会福祉法人身延山福社会行動計画

職員が仕事と生活を両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、職員と職員の家族が豊かな生活を送るとともに全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間

2 内容

**目標1：平成32年度の1人あたりの時間外勤務時間数を平成29年度実績より10%縮減する。**

《対策》

職員間の時間外勤務の偏在を解消し、メリハリのある勤務時間を意識する。

○平成30年度～ 事業所単位での毎週1日のノー残業デーを周知徹底する。

○平成32年度～ 職場単位でのノー残業デーを週1日追加する。

**目標2：平成32年度における年次有給休暇の取得率が付与日数の30%以上取得できるようにする。**

《対策》

○連続3日以上の有給休暇を年1回以上取得する。

○各施設長は、有給休暇取得率の低い職員に休暇取得を促すと共に、祝日に合わせて連続3日以上のお休みとする、家族の誕生日や結婚記念日等を「記念日（アニバーサリー）休暇」として、長期勤続者（5年、10年等）には「勤続功労休暇」として位置づけるなど、職場内で有給休暇を取得しやすい環境づくりに努めるものとする。

**目標3：子どもの看護休暇日数を拡充する。  
また、要件を満たす男性職員の看護休暇の取得を促す。**

《取組の方向》

○現行の「子が小学校就学の始期に達するまで」を

「子が12歳に達する日以降における最初の3月31日まで」に拡充する。

《対策》

○現行制度での積極的活用を周知する。

○子の看護休暇に関する職員の意識調査を実施する。

○看護休暇を取得できる子どもの年齢の範囲を「子が12歳に達する日以降における最初の3月31日まで」に拡充する。

○男性職員の「子どもの看護休暇」取得者を2人以上（かつ2日以上）とする。